

公 告

関税法第42条第2項の規定に基づき、下記のとおり保税蔵置場の許可期間を更新したので、同条第3項により公告する。

記

1 更新を認められた者の住所及び名称

福岡県北九州市門司区新門司北二丁目5-8

株式会社タカナワ

(法人番号 : 3290801006734)

2 保税蔵置場の名称及び所在地

株式会社タカナワ第一倉庫

福岡県北九州市門司区新門司北二丁目5-8

3 更新した期間

自 令和8年6月1日

至 令和14年5月31日

令和8年5月8日

門司税関長 弓削 州司